

告 示

埼玉県告示第二百五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成三十一年三月七日付けで、次のとおり処分した。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 オンクス	田島雅子	埼玉県草加市 栄町三丁目二 番一号	平成三十一年三月十五 日から百三十五日間の業 務の全部停止